

論 説

地域ジャーナリズムの規範理論に関する一考察 －分析的政治哲学と「差異の政治」の知見から－

公 文 良 彦

はじめに

どうか日本の新聞のインディペンデントという性格が、さきほどのどっちもどっち式の、つまり決断を回避し、コミットをできるだけ逃げて社会的、政治的責任をあいまいにするというような結果にならないよう心から希望する次第です〔丸山 [1960] 1996: 310〕。

上記の引用は、1960年5月3日の憲法問題研究会における政治学者・丸山眞男の講演内容の一部である。不偏不党・公平・公正を標榜する日本の全国紙・地方紙を例に挙げ、複雑性を理由に決定を回避し、ましてや多面性を理由に煙に巻くような議論をするジャーナリズムのあり方を問題視した〔丸山 [1960] 1996: 309-10〕。社会学者の林香里も、客観性と公平性というジャーナリズムの職業倫理が、政府や企業、マジョリティなどの権力側に馴致されやすいことを指摘する。そして、日本のジャーナリズムが、客観的で公平な報道を絶対視し、事実と価値の二分法的思考法を無批判に受け入れている側面を以下のように論難する〔林 2011: 82-3〕。

断っておくと、私は、このように言うことによって、「真実の報道」の価値を否定しているのではない。しかし、マスメディアの側が全体像を踏まえ

ぬまま数多くの断片的な「事実」を「とってくること」にあまりにも価値を置き過ぎていて、それらの事実が積み上げられたときに生み出される意味や、「事実」と「事実」との関係性が創出する価値に対する問題意識の希薄さ、無関心が目につくのである〔林 2011: 83〕。

丸山の発言は1960年、林の著書は2011年にそれぞれ記されている。戦後から現代までのジャーナリズムの規範的な議論において、客観性や公平性という概念は、その負の側面について一部で問題視されながらも、マスメディア・ジャーナリズムの世界では今なお強く支持され続けている。事実と価値の二分法についても、科学的実証主義や丸山のいう、事勿れ主義的な態度から、価値に関する議論よりも事実を重視する報道姿勢は根強く残っている。一方で、報道の画一化、内容の偏向、質の低下などマスメディア・ジャーナリズムの危機も叫ばれて久しい。ただし、第1章で詳述するが、インターネットやSNSの普及による現代のマスメディア・ジャーナリズムの危機は、マスメディアの存在意義を根本から問うているという点で、過去とは比べものにならない深刻さを持っている。特に人口減少が著しい地域では、地域ジャーナリズムの衰退や消滅も危惧されている。

そこで本稿は、地域ジャーナリズムのあり方として注目されているコミュニタリアン・ジャーナリズムについて、規範的政治学の立場から分析を試みる。具体的には、地域ジャーナリズムにおける分析視角として用いられている、規範原理としてのリベラル・ジャーナリズムおよびコミュニタリアン・ジャーナリズムに関する議論を、リベラリズムとコミュニタリアニズムなどの根本原理から検討し直す。以下、第1章では、日本のジャーナリズム研究の概要と本稿の方法論について、第2章では、先行研究と本稿の問題意識との関連について述べる。第3章では、米国のジャーナリズムにおける規範的な議論の歩みを辿ることで、日本のジャーナリズムにおける規範的な議論の範型を紐解いていく。第4章では、第3章の内容をもとに、地域ジャーナリズムを捉えようとするコミュニタリアン・ジャーナリズムの日本での議論について、その展開可能性や問題点を検討する。そして、第5章では、地域ジャーナリズムにおけるオルタ

ナティブな規範原理の素描を提示し、最後に本稿の総括と今後の課題について述べて締め括りたい。

まず、本稿でのジャーナリズム、コミュニティ、地域について定義しておこう。一般的には、ジャーナリズム (Journalism) という用語は、新聞・雑誌・ラジオ・テレビなどで時事的な問題の報道・解説・批評などを行う活動を指す。またその事業・組織も指す¹。この解釈では、報道や批評などのジャーナリズムの活動と、新聞社・放送局・出版社などのいわゆるマスメディア組織とが混じっている。本稿では、特に断りがない場合はジャーナリズムとは、報道・解説・批評などの活動を指し、組織は意味しない。なぜなら、新聞社や放送局という組織の概念には営業部門や管理部門などジャーナリズムと直接関連のないものも含むからである。さらに、ジャーナリズム活動が必ずしもマスメディアの活動だけに限定されるものではないという意味も込めて、新聞社・放送局・出版社などのマスメディアが行う報道・解説・批評に関しては、マスメディア・ジャーナリズム²と呼ぶこととする。次に、コミュニティ (Community) という用語は共同体を意味し、人間同士の結合体として、国家共同体から村落共同体までさまざまな意味を持ち、その多義性が指摘されている³。本稿のコミュニティは地域という限定の中で、物質的・精神的価値を共有する2人以上の人間関係を指し⁴、地方自治体や企業、学校などにおける公的關係性から、家族やサークル、友人関係などの私的關係性をも含むものとする。最後に、地域という用語に関しては、中央・都会に対する地方・田舎 (Rural) といった意味ではなく、ジャーナリズムの前提条件であるコミュニティの存在する地域 (Local) を前提とした。これは例えば、全国紙と地方紙、在京キー局と地方放送局といったように、

¹ 新村出編 (2018) 『広辞苑第七版』, 岩波書店: 1347.

² ジャーナリズムとマスメディアは本来一体のものではない。例えば、林香里がいうように、当初ジャーナリズムは17世紀英国の初期プレスによる言論空間から、19世紀半ばからのマスメディア産業の発展に伴う言論空間へと発展してきた。さらにマスメディアとジャーナリズムを分けて考えてみれば、それらが完全に一致しない部分、マスメディアだがジャーナリズムでない部分、ジャーナリズムだがマスメディアでない部分が存在する〔林2002: 26-7〕。

³ 猪口孝他編 (2004) 『縮刷版 政治学事典』, 弘文堂: 383.

⁴ 廣松渉他編 (1998) 『岩波 哲学・思想事典』, 岩波書店: 346-7.

マスメディアの世界において、「地方」という用語が中央に対して従属的な用いられ方をしているのに対し、地域紙やコミュニティ放送局などにおける「地域」という用語は、その地域のコミュニティが中心となって、自立的に情報を発信するといった意味を持っている⁵と考えるからである。

I. ジャーナリズム研究と本稿の方法論

本章では、日本におけるジャーナリズム研究の概要を説明し、それぞれのアプローチに対する見取り図を描き、ジャーナリズム研究としての本稿の位置付けを確認する。そして、本稿の具体的な方法論と、それをを用いる理由についても述べる。

本稿で取り上げるのは、ジャーナリズムをめぐる規範理論と呼ばれる分野からの知見である。ジャーナリズム研究は、一般的には社会学との関連から、新聞学やマスメディア論などの領域でなされることが多い。そして、ジャーナリズム研究の大半は他の社会科学と同じく、実証分析的アプローチと規範的アプローチとに大きく分けられる⁶。米国で発祥した実証分析的アプローチは、世論調査や読者アンケート、視聴率などの統計データを用いたマスメディア論などでのアプローチを指す。情報の受け手に注目して、マスメディア・ジャーナリズムの意図とその結果の因果関係を分析する。沈黙の螺旋理論、コミュニケーションの2段階の流れ理論・限定効果説、利用と満足研究などが代表的な理論として挙げられる。現在では、従来の送り手目線の研究から離れて、受け

⁵ ジャーナリズムおよびマスメディア研究における地方と地域という用語の違いについて、ジャーナリズム研究者の畑仲哲雄もマスメディアのヒエラルキーとして、全国>地方>地域といった認識が存在すると指摘する。しかし、一方で地方とは異なり地域という用語は中央・都会への対概念ではないこと、1970年代における玉野井芳郎らが主張した地域主義の思想など、住民が自立を高めるといった意味で地域という用語を用いた例を挙げ、本稿と同じく、地域という用語に、独自性や自主性を認めている〔畑中 2014: 60; 69-71〕。

⁶ 林はマスメディア研究を規範論と実態論の2通りに分け〔林 2002: 79-80〕、ジャーナリズム倫理研究者の塚本晴二朗も、ジャーナリズム研究は規範論と、コミュニケーション理論などの社会科学的方法論を用いた実態論の2通りであると指摘する〔塚本 2021: 2〕。

手に注目する研究や、両者の関係性とその周辺を理解しようとする研究、送り手と受け手を固定化しない研究も増えている。これに対し、規範的アプローチでは、ジャーナリズムの役割は民主主義社会における権力の監視、市民の民主主義的素養の向上にあるとする。よって、マスメディアに所属するジャーナリストのあり方や、ジャーナリストやマスメディアの言論活動を権力からいかに守るかといった内容が主な議論の対象となっている。実証分析的アプローチは主に研究者によって担われているが、規範的アプローチは研究者以外にマスメディアの報道部門に勤めている、もしくは勤めていたジャーナリスト、その関係者らによっても担われている。実証分析的アプローチは研究者が、規範的アプローチはジャーナリストとその関係者がそれぞれの属するサークル内で議論をしており、相互の交流が活発とはいえない。そして、規範的アプローチの多くは、かつての大物記者や著名なジャーナリストらによる経験則に基づくジャーナリズム批判や、「ジャーナリズムとはこうあるべき」といった議論で占められている⁷。林も規範的アプローチについて、本稿に近い分類を提示している。1つ目が近代自由主義概念をめぐる実証的・規範的側面からの議論であり、2つ目がジャーナリストらによる武勇伝や成功・失敗の経験談である〔林2011: x〕。さらに、ジャーナリズム研究者の畑仲哲雄は、上記のような経験則に基づくジャーナリズム研究の多くが、凡庸な現役ジャーナリストに対して、真のジャーナリストになるよう、マスメディアは真の市民社会の旗手となるよう鼓舞するものだとし、それらは現役ジャーナリストとマスメディア経営者へ叶わぬ理想を押し付けていると指摘する〔畑仲2014: 2-3〕。一方で、より学術的なアプローチとして、規範理論やケーススタディなどの手法を用いた研究も存在する。本稿では規範的アプローチの内、このような哲学や倫理学の知見を用いたジャーナリズム研究を「規範理論型」と呼び、ジャーナリストらの「経験則による論評」と分けることとしたい。本稿は、社会現象を映すジャーナリズムを対象化し、規範理論によってジャーナリズムのあるべき姿を捉えようとする

⁷ 〔原2009〕や〔田島他2011〕などがある。ジャーナリストのあるべき姿や、ナショナルな権力といかに対峙するかといった内容のものが多い。

る点において、規範理論型といえよう。それは、あるべき社会という規範的な問いを持ちながら実社会を観察しているジャーナリズムの姿を、規範理論を用いて、背後からさらに二次観察しようとする試みでもある。

では、本稿における規範理論型のジャーナリズム研究とは、どのような方法論を用い、何を研究するのか。方法論としては、政治理論ないしは政治哲学一般で、応用政治理論と呼ばれる研究手法を用いる。まず、マスメディア・ジャーナリズムや地域ジャーナリズムの現状や課題に関する規範的な議論において用いられるリベラル・ジャーナリズムやコミュニタリアン・ジャーナリズムといった規範原理を、分析的政治哲学におけるリベラリズムやコミュニタリアニズムなどの根本原理を用いて検証する。そして、それらの同意点や相違点を探ることによって、ジャーナリズムの規範原理の問題点を浮き彫りにし、改めて根本原理からジャーナリズムの規範原理を導き出す。より具体的には、日本と米国のジャーナリズムの規範原理がどのような経緯や背景で形成されてきたかに注目し、それぞれの哲学・倫理学的背景に関する林香里、畑伸哲雄、クリフォード・G・クリスチャンズらの議論を参照し、根本原理を用いて検証し直すことで、地域ジャーナリズムの規範原理の新たな解釈を提示したい。参考までに本稿における規範理論の理解を示しておく（図表1）。

図表1. 本稿における規範理論の理解

根本原理（政治理論）

- リベラリズム（ロールズ）
- コミュニタリアニズム（サンデル）
- 差異の政治（ヤング）

規範原理（ジャーナリズムの規範理論）

- リベラル・ジャーナリズム
 - コミュニタリアン・ジャーナリズム（畑伸やクリスチャンズら）
 - ケアのジャーナリズム（林）
-

本稿が研究手法として政治理論ないしは政治哲学からのアプローチを用いる理由は、ジャーナリズムと政治理論との関係について、以下のような強い結び

つきがあると考えるからである。第一に、規範理論型のジャーナリズム研究が用いる哲学や倫理学の見解は、政治理論ないしは政治哲学と呼ばれる政治学における研究成果としても位置付けられている点である。第二に、ジャーナリズムの目的には、民主主義社会における権力の監視、市民の民主主義的素養の向上といった任務が存在するが、政治理論も同様に、権力や民主主義、政治や社会のあり方についてコミットメントしており、国家・企業・マジョリティの持つ権力への批判的な研究も少なくない。政治理論においては、市民の民主主義的素養の向上に関しても、シティズンシップの陶冶という問題意識から、長い歴史を持つ研究分野だという点である。第三に、民主主義国家においては、ジャーナリスト教育はもとより、初等・中等・高等教育の場においても政治理論のもたらす政治的教養は必須のものとなっており、政治理論はジャーナリズムに対し、情報の送り手や受け手も含めた社会認識の枠組みを提供しているという点である⁸。以上の理由を敷衍すれば、ジャーナリズムとは社会を映す鏡であると同時に、その社会の持つ価値観に強く基底されているといえる。その意味で、政治や社会における価値について思索し、コミットメントする政治理論は、ジャーナリズムのあり方を分析する方法として有効であるといえよう。

以上、ジャーナリズム研究の分類において、規範的アプローチの中の規範理論型として本稿の位置付けを確認した。そして、ジャーナリズムと政治理論における同質性を指摘し、応用政治理論の手法を用いる有効性についても確認できた。

II. 本稿の問題意識と先行研究

本章では、先行研究によって以下の主張がなされていることを確認する。1つ目の主張が、日本のマスメディア・ジャーナリズムがインターネットやSNS

⁸ このような政治社会の構造とジャーナリズムの関係性について先鞭をつけた研究として、[Siebert et al. 1956] がある。

の登場によって、その存在意義が揺らいでいる点である。2つ目が、地域ジャーナリズムは、連携ジャーナリズムや当事者ジャーナリズムなど地域のコミュニティとの協働を前面に押し出す取り組みが注目されている点である。そして、3つ目が、それら地域ジャーナリズムを代表例に、理論的支柱として、主流派マスメディア・ジャーナリズムと一線を画す、コミュニタリアン・ジャーナリズムが用いられている点である。先行研究のこれら3つの主張を踏まえた上で、本稿の問題意識を提示する。

それでは、昨今のマスメディア・ジャーナリズム全体に向けられている批判を先行研究から見てみよう。本稿と同じく、ひとまずジャーナリズムをマスメディアによるものと、そうでないものとに分類し、現代のジャーナリズムへの批判をマスメディア批判として捉えている〔林2017〕は、近年のインターネットやSNS上でのやりとりに見られるマスメディア批判の特徴を、「うそつきメディア」(Lügenpresse)、「フェイクニュース」、「マスゴミ」といったような好戦的な発言で、自分の気に入らないメディアを非難・攻撃し、関わりを遮断し、ボイコットしていると指摘し、そこでは事実関係よりも、感情的かつ好き嫌いで情報やメディアを選別し、それらを断罪しているとする〔林2017:15-6〕。次に、そのような批判の背景について、インターネットやSNSの普及によって、論壇だけでなく大衆によるマスメディア・ジャーナリズムそのものに対する論評や批判が可能になったからだ指摘する〔山口2017:29-36〕がある。山口はジャーナリズム批判をする大衆は、自らをマスメディア権力の前ではマイノリティであると自己認識しており、インターネットやSNSを通して、自己の価値観をマジョリティに向けて主張することが可能になったとする。その結果、マジョリティの支配的価値を変容するというマスメディア・ジャーナリズムの独占的役割についても一定の留保がつくようになったと指摘する〔山口2017:34-5〕。上記のようなインターネットやSNSでの批判は、メディア・リテラシーに基づく市民による建設的なマスメディア批判と一線を画し、民主主義を蝕むとされる〔林2017:16-7〕。一方、かつて能動的に情報を取捨選択することが望ましいとされてきたメディア・リテラシーの前提に対しても疑問符が付くようになったと、メディア・リテラシーの限界を指摘する声もある〔山口2017:33〕。

最後に、日本におけるジャーナリズム研究を俯瞰した〔李 2022: 81-102〕を見てみよう。李によれば、日本のジャーナリズム研究は、従来のマスメディア・ジャーナリズムを中心とした経験則による論評から抜け出せず、グローバル化・デジタル化を視野に入れたジャーナリズムを捉えきれていないと主張する〔李 2022: 81-2; 96-7〕。そして、ジャーナリズムの危機に対し、それは近代の産物であるマスメディア産業の斜陽という問題とジャーナリズムの問題とを混同していると指摘する〔李 2022: 83〕。

以上、マスメディア・ジャーナリズム全体への批判を検討した先行研究からは、インターネットやSNSの普及がマスメディア・ジャーナリズムの存在に大きな影響を与えていることがわかる。大衆の誰もがインターネットやSNSなどを通じて、情報の発信者になることができる時代においては、社会を論評するマスメディア・ジャーナリズム自体も簡単に論評の対象にされ得るということの意味する。そのため、かつてマスメディアの筆頭であった「新聞」という言葉と同一視されてきたジャーナリズムの定義⁹も過去のものになりつつあるのだ。いずれの先行研究もマスメディアとジャーナリズムを切り離して、ジャーナリズムのあり方にまで遡って分析を試みている点で、ジャーナリストやマスメディア経営者らが訴えるマスコミ危機を叫ぶだけの論評とは一線を画しているといえよう。

次に、地域ジャーナリズムに関する先行研究も概観してみよう。全国紙や在京キー局など全国ジャーナリズムの問題と地域ジャーナリズムのあり方を結びつけ、従来型の東京と地方という枠組みを継承しつつ、地域メディアの役割を再確認した〔吉岡 2014: 89-99〕がある。吉岡によれば、パソコンやスマホなどの新たなメディアの登場によって、新聞・雑誌・テレビ・ラジオといった旧メディアとの棲み分けが困難になっており、新たなメディアの複合性を活かし、パーソナルなコミュニケーションとマス（全国）のそれとを繋ぐ、中間として

⁹ 日本におけるジャーナリズムと新聞の同一視について、ジャーナリストの長谷川如是閑は、新聞について一定の社会が共通の意識を構成するために必要な機能を持っており、新聞のない頃は言語がその唯一の機関であったとし〔長谷川 1989: 272〕、社会学者の清水幾太郎も一般大衆に向かって、定期刊行物を通じて、時事的問題の報道および解説を提供することをジャーナリズムと定義している〔清水 1949: 28〕。

の地域マスメディアが重要になるというのだ〔吉岡 2014: 90-3〕。そして、パーソナルとマス（全国）の間に位置する地域コミュニティの形成機能を地域マスメディアがどれだけ担えるかが、その存在意義にかかっているとも指摘する。その意味で、地域マスメディアはコミュニティの成員に対する共同体意識の醸成を重要視すべきだと主張する〔吉岡 2014: 98-9〕。他にも、全国ジャーナリズムと地域ジャーナリズムの連携を提案する議論として、米国や英国のマスメディアの取り組み事例から「ローカルニュース・パートナーシップ」などの「連携ジャーナリズム」の必要性を紹介した〔田中・青木 2019: 38-53〕がある。ここでは、地域マスメディアの衰退によって、地域ジャーナリズムの危機が叫ばれる中、中央のマスメディアの支援や、地域マスメディア同士の取材連携の有効性を主張している〔田中・青木 2019: 45-7; 51-2〕。

上記2つの先行研究とは対照的に、全国ジャーナリズムのあり方に異を唱える地域ジャーナリズムのあり方こそが、今日のマスメディア・ジャーナリズム全体の問題をも別決すると主張する先行研究もある。まず、マスメディアと地域における協働のあり方に関して、市民による「当事者ジャーナリズム¹⁰」という観点からその変遷を分析した〔松本 2006: 22-41〕によると、1990年代から2000年代にかけて、地域のNPOによる積極的な情報発信や、既存のマスメディアとNPOの協働が始まったとされている〔松本 2006: 31-3; 36-7〕。昨今では、〔深澤 2013: 73-95〕が指摘するように、東日本大震災で河北新報・石巻日日新聞・東海新報などの東北地域のマスメディアによって実践された当事者ジャーナリズムが高く評価され、公平・中立や客観報道などの従来のジャーナリズム規範を乗り越えようとする、米国のパブリック・ジャーナリズム運動の思想にも似た動きが、地域マスメディアを中心に起こっている〔深澤 2013: 83-6〕。そして、地域ジャーナリズムの役割は、地域との協働によって地域の課題を共に解決し、ソーシャル・キャピタル¹¹の涵養を促進することで、地域を再生していくこと

¹⁰ 当事者ジャーナリズムとは、親密さや共感に重きを置き、取材対象者や情報の受け手の視点と一体化した報道姿勢を指し、客観報道とは対極にある〔深澤 2013: 74〕。

¹¹ 日本におけるソーシャル・キャピタルを研究する坂本治也に従えば、ソーシャル・キャピタルとは、コミュニティの自発的協調関係を推進する、水平的ネットワーク、一般的信頼、互酬性の規範を指す〔坂本 2010: 63〕。

であると深澤は主張する〔深澤 2013: 89-90〕。最後に、本稿の方法論と同じく、米国のコミュニタリアン・ジャーナリズムなどの規範理論からのアプローチを試みた〔畑仲 2014〕¹²がある。畑仲は、ニューヨークタイムズ (The New York Times) やワシントンポスト (The Washington Post) など米国の主流派マスメディア・ジャーナリズムのリベラリズムの価値観に強い影響を受けた、日本の主流派マスメディア・ジャーナリズム¹³が公平・中立や客観報道を絶対的な信条としていると指摘する〔畑仲 2014: 23; 101-3〕。そして、それらと一線を画す地域ジャーナリズムと、その思想的基盤となるコミュニタリアニズムの重要性を説く〔畑仲 2014: 122〕。

以上、地域ジャーナリズムに関する先行研究を概観したが、これらの共通項として以下のことがいえるのではないだろうか。まず、マスメディア・ジャーナリズム全体でも指摘した、インターネットやSNSの普及などの課題を地域ジャーナリズムも持っている。そして、昨今のマスメディア・ジャーナリズムへの批判に対して、地域住民の視点やコミュニティとの繋がりを強調することで、新たなジャーナリズムのあり方を提示しようとしている。これらの先行研究には、地域のマスメディアとコミュニティは運命共同体であるとの前提が存在する。そして、良質な地域ジャーナリズムの維持には、地域とそのコミュニティの存続および振興が必要である。そのために、地域のマスメディアも地域やそのコミュニティのために汗をかくべきであるという規範的な意識である〔丸山 2020: 70-1〕, 〔宮下 2022: 108-11〕。

それでは最後に、規範的な意識と規範理論を架橋する先行研究を見ていこう。前述の畑仲の他に林も、日本のマスメディア・ジャーナリズムが言論の自由などの米国発のリベラリズム的価値観に強い影響を受けていると指摘しており、オルタナティブなジャーナリズムとして、ケアのジャーナリズムを提唱してい

¹² 〔畑仲 2014〕の主題は、事例研究法によって上越タイムズを分析することで、地域ジャーナリズムのあり方に言及したものである。ただし、前半部分においては、本稿と同じ規範理論を分析視角に用いて、ジャーナリズムのあり方を類型化している。

¹³ 畑仲は、日本新聞協会加盟の全国紙・地方紙（ブロック紙および県紙）を主流派ジャーナリズムとし、県紙よりも限られたエリアのみを対象とする地域紙やコミュニティ紙を例として、規模の大小に関係なく、地域社会に根ざした報道およびイデオロギーを地域ジャーナリズムと呼ぶ〔畑仲 2014: 92-4; 97〕。

る〔林 2011: 27-9〕。他にも、ジャーナリズム倫理研究者の塚本晴二郎は、日本のジャーナリズムをめぐる規範理論研究はそもそも数が少なく、主にジャーナリズム倫理=法制¹⁴として語られることが多いと指摘しており〔塚本 2021: 6〕、放送法に縛られる日本の放送事業者のあり方やメディア規制三法などを例に挙げ、立法の多数決によって、制度変更が可能なマスメディア・ジャーナリズムのあり方に疑問を呈し、法規範=ジャーナリズムの行動規範になりかねない現状を批判する〔塚本 2021: 5; 11-3〕。そして、塚本はメディア倫理の研究者であるクリフォード・G・クリスチャンズの主張するコミュニタリアン・ジャーナリズムの規範理論を支持する〔塚本 2007: 110-1; 119-20〕。林や畑仲、塚本らの先行研究で共通するのは、主流派マスメディア・ジャーナリズムに代表されるリベラル・ジャーナリズムではなく、地域ジャーナリズムなど周辺部のジャーナリズムに注目し、それらの理論的支柱として、コミュニタリアン・ジャーナリズムを位置付け、解釈していこうとする点である。

本章前半で述べたようなマスメディア・ジャーナリズムの課題と向き合い、地域ジャーナリズムを活性化しようとする試みは、ジャーナリズム研究にとって重要かつ喫緊の論点である。さらに、その理論的裏付けとして、コミュニタリアニズムを根本原理として用いることの有効性も支持できる。しかし、規範原理としてのコミュニタリアン・ジャーナリズムの解釈をめぐって、幾ばくかの疑問がある。日本や米国において、主流派マスメディア・ジャーナリズムへの批判として、コミュニタリアン・ジャーナリズムが語られるとき、地域ジャーナリズムも含めて、ジャーナリズムのあらゆる問題を解決する便利な概念として、コミュニタリアン・ジャーナリズムが捉えられ過ぎてはいないかという疑問である。そのような便利な規範原理で、地域ジャーナリズムの実践を捉えれば、実態を捉え損ね、規範原理の持つ欠点をも隠蔽してしまう恐れがある。大袈裟に聞こえるかもしれないが、第1章でも述べたように、ジャーナリズムにおける規範理論型研究と経験則による論評とが、それぞれタコソボ化する中で、

¹⁴ ジャーナリズム倫理・法制の研究として、例えば、裁判におけるジャーナリストの証言および証拠提出拒否について、ペンサムPenningtonの議論を援用した〔長谷部 1991〕などがある。マスメディアと法の関わりを網羅した研究として、〔山田 2014〕などもある。

それらの誤った解釈や理論の欠点が広まれば、ジャーナリズムにおいて理論と経験則がますます乖離してしまう危険性がある。以上のような問題意識を前提に、次章ではジャーナリズムの規範理論とは一体どのようなものか、その形成過程を振り返りながら検討する。

Ⅲ. ジャーナリズムをめぐる規範的な議論と規範理論

ジャーナリズムにおける規範的な議論および、それを支える規範理論とはどのようなものだろうか。第2章で述べたように日本のマスメディア・ジャーナリズムは米国の影響を強く受けている。そして、本稿の方法論でもある分析的政治哲学における、リベラリズムの概念は、民主主義の概念とともに日米双方の政治・経済・社会における共通の価値観を基底していると言っても過言ではない。そこで、本章では米国におけるジャーナリズムをめぐる規範的な議論と、その議論の過程で生成されてきた規範理論を辿ることで、日本のジャーナリズムの規範的な議論の原型を探っていきたい。

米国ジャーナリズムの重要な原点は、1791年の憲法修正第一条によって、言論や出版の自由が規定されたことである。建国の父と呼ばれるトマス・ジェファソンも、1787年の書簡で、新聞の自由によってもたらされる真理が国家や国民に与える重要性を述べており、その後の1801年の大統領就任演説でも民主主義の諸原則の1つとして、言論・出版の自由を宣言している。米国は建国当初より、連邦政府からの自由と市民の自治を重んじる傾向があり、米国の新聞・出版ジャーナリズムはそのような自治と独立を信条とする市民に受け入れられ、揺籃期を過ごすことになる。その後、マスメディア産業として新聞ジャーナリズムは急成長を遂げ、1890年代に入ると、米国ではジョセフ・ピューリッツァーのニューヨーク・ワールド（The New York World）とウィリアム・R・ハーストのニューヨーク・ジャーナル（The New York Journal）が、熾烈な新聞販売競争を始め、センセーショナルかつ大衆受けする記事売り物とするイエロージャーナリズムが全米に飛び火し始める。この時期、ジャーナリストの

専門職業化も推し進められ、米国内の各大学において、ジャーナリスト養成のための講座が設けられた〔塚本 2021: 23-4〕。そして、当初は道徳哲学からのジャーナリズム教育だったのが、次第に医師などの職業教育と同様に自然科学に依拠していったと塚本は指摘する。そこでは、事実と意見を分け、公平・中立的な報道をジャーナリズムの倫理モデルとし始めていたというのだ〔塚本 2021: 25〕。当時の米国では、事実と意見を混同し、センセーショナルに書き立てるイエロージャーナリズムへの対策という観点からもそのような科学的な客観主義が求められていたといえよう。道徳哲学に依拠するジャーナリズム倫理の議論はその後、当初の活況から一転、1930年代から70年代にかけて低調期に入る〔塚本 2021: 26〕。

ジャーナリズムの規範的な議論にとって暗い時代が続く中、1947年にプレス自由委員会によって、国家・市民・マスメディアといった三極構造でジャーナリズム倫理を検討した「自由で責任あるプレス」(A Free and Responsible Press)という一般報告書が公表される。報告書は当初、マスメディアへの規制を促す下地になるとの批判や〔塚本 2021: 31〕、エリート主義的かつ観念的であるとの批判〔林 2001: 113-4〕、そして、市民とマスメディアを分離して、それぞれ国家と対置させる三極構造に対する批判もあり、ジャーナリストやマスメディア経営者からも無視された〔林 2001: 110; 113〕。しかし、この報告書の内容はフレッド・S・シーバート、セオドア・ピーターソン、ウィルバー・シュラムらによって書かれた『マス・コミの自由に関する四理論』の中にある「プレスに関する社会的責任理論」としてアカデミズムの世界で結実する。社会的責任理論の原型になったプレスの自由委員会の報告書によれば、プレスの責任は5つに集約される。

- (1) 日々の出来ごとの意味について、他の事象との関連のなかで理解できるように、事実に忠実で、総合的かつ理知的に説明すること、
- (2) 解説や批評を交換するためのフォーラムであること、
- (3) 社会内部のいろいろな集団が相互にそれぞれの意見や態度を伝達できる手段となること、
- (4) 社会の理想と価値観を提示し明確にすること、
- (5) プレスが提供する情報・思想・

風潮の動きが社会の隅々にまで届くようになってきていること [Commission on Freedom of the Press 1947: 20-1 [22]]。

社会的責任理論は、その後の米国で、ジャーナリズムの規範的な議論を呼び起こし、ジャーナリズムの規範理論の土台にもなる。それでは、社会的責任理論への批判や、それに対する応答を具体的に見ていこう。

まず、個人の自由の最大化を企図するリバタリアニズムからの反論である。先ほども述べた、マスメディアへの規制を促す下地になるとの批判に関連して、社会的責任における「社会」が何を指すのかが曖昧であり、危険であるというのだ。リバタリアニズムによれば、社会が指すものは結局のところ、行き過ぎたマスメディアへ規制を加える政府を指し、それらをコントロールするパワーエリートの手元に、言論の自由を置くことになるというわけだ [塚本 2021: 40-1]。このようなリバタリアニズムの批判に対し、社会的責任理論を支持する論者らは、ASNEの原則声明¹⁵をもとに、ジャーナリズムを憲法修正第一条の受託者と位置付けることで社会的責任理論を説明し [塚本 2021: 63-4]、さらに権力監視というジャーナリズムの役割について、ジョン・ロールズのいう分配的正義論における二原理¹⁶の確実な実行を監視するという役目があると主張する [塚本 2021: 66-7]。このように社会的責任理論は、リバタリアニズムの批判を受け、リベラル・ジャーナリズムに継承される。リベラル・ジャーナリズムは、ロールズの正義が善に優先するという考えに基づき、ジャーナリズムは各自の善に立ち入らないように、あくまで公平・中立であることが是とされる。価値判断が分かれるような社会的な問題に関しては客観報道の姿勢が要請されるのだ [林 2002: 184-6]。しかし、ロールズの正義論がリベラリズムの復権に寄与す

¹⁵ 1922年に設立されたAmerican Society of Newspaper Editors (全米新聞編集者協会)は2009年にAmerican Society of News Editorsへ名称変更、さらに2019年にはNews Leaders Associationへと統合された。1922年にASNEの倫理綱領が制定され、その後1975年に原則声明へと改定、米国で全国的に定められた初のジャーナリズム倫理規範とされている。

¹⁶ 正義の二原理とは、第一原理：各人は他者の自由と両立可能な範囲で、平等な基本的自由を享受する権利を持つ、第二原理：社会的・経済的不平等は、最も不遇な人びとの最大の便益に資すること (格差原理)、公正な機会均等のもとで、全員に開かれている地位や職務に付帯すること (公正な機会均等原理) からなる [Rawls 1971: 302 [232]]。

るとともに、さまざまな立場の論者から批判の対象となったように、リベラル・ジャーナリズムもまた批判の対象となる。

それでは、リベラル・ジャーナリズムへの批判はどういったものだろうか。それはリベラル・コミュニタリアン論争に見られたように、ロールズの正義論に依拠する部分への批判である。ロールズは社会的正義の構想において、個人の権利と自由が最大限に活かされる枠組みとしての正義と、各自が自由に追求し共約不可能なものとしての善とを導出し、前者は後者に優先するとした〔Rawls 1971: 560 [437]〕。これに対し、コミュニタリアニズムは、善はコミュニティの歴史・エスニシティ・宗教などの価値を伴い、個人にとってアイデンティティと分かち難いものであるとし、正義がそれに優先することはないという。そして、リベラリズムが見過ごす善のあり方を徹底的に議論することは公民的共和主義とも合致し、より民主的であると主張する〔Sandel 1998: 186 [214]〕。よって、コミュニタリアン・ジャーナリズムは、リベラル・ジャーナリズムが事実と意見を分け、前者を重視し、客観報道に徹する姿勢を問題であると見做す。コミュニタリアン・ジャーナリズムにとっては、リベラル・ジャーナリズムが社会や個人にとっての善が何であるかといった価値的議論や考えを抜きにして、客観的事実に固執することは、コミュニティや民主主義に対して無責任極まりない態度として映るのだ。

コミュニタリアン・ジャーナリズムの提唱者であるクリフォード・G・クリスチャンズ、ジョン・P・フェレ、P・マーク・ファクラーらは、1986年10月ニューメキシコ州アルバカーキのブルーウォーター湖で起きた火災によって当時5歳の少女が全身に大火傷を負った事故の報道を例に、リベラルとコミュニタリアン双方のジャーナリズムを説明する。まず、地元紙のアルバカーキ・ジャーナル (The Albuquerque Journal) は、第一報で事故前の学校での少女の写真とともに事故の詳細を伝えた。さらに、治療の様子を伝える記事とマスクを被った少女と家族の写真を掲載した。そして、少女がアルバカーキに戻ったことを伝える記事でもマスクを被った写真を掲載した。その後の記事では写真は使われなかった〔Christians et al. 1993: 49〕。ジャーナルの編集者たちは「読者への責任」と「少女を社会的に助ける責任」とを分け、前者に重きを置き、火傷を負っ

た少女の顔の写真は読者にとって快いものではないと判断し、一貫して事故後の写真をそのまま掲載することはしなかった〔Christians et al. 1993: 50〕。これに対し、もう一つの地元紙アルバカーキ・トリビューン（The Albuquerque Tribune）はまず事故を簡単な記事で伝えた。その後、広告なしの別刷りを発行し、笑顔の母親に抱かれるマスクを被っていない事故後の少女の写真とともに、家族が読者に向けて書いたエッセイも掲載した〔Christians et al. 1993: 50〕。エッセイには、少女がこれからの生活に難なく適応できるようにとの家族の願いが書いてあり、読者には街で娘に偶然出会って、娘の姿に悲しい気持ちになるかもしれないが、自分たち家族と同じような眼差しで、娘を見てほしいと記してあった〔Christians et al. 1993: 50〕。トリビューンの編集者らは、事故後の素顔の写真について、掲載しないという判断はなかったという〔Christians et al. 1993: 50〕。アルバカーキ・ジャーナルとアルバカーキ・トリビューンの報道は市民に事件の概要を伝え、少女や家族への支援や配慮などを促した点で、双方とも倫理的である。しかし、クリスチャンズらは、報道の自由を後ろ盾とし、読者への配慮を渗ませるジャーナルの姿勢が、道徳的相対主義に適っているように見えるが、より普遍的な道徳から要請される、少女に対しての社会的責任を蔑ろにしてしまう可能性を示唆する。これに対し、トリビューンが、治療後の少女のコミュニティへの復帰と包摂を助けることも報道の責任であると考えた点において、より倫理的であると結論づける〔Christians et al. 1993: 83〕。このクリスチャンズらの議論を解説した林¹⁷は、ジャーナルが事実と意見を分け、写真掲載基準に従うというリベラル・ジャーナリズムの流儀に従った報道であったのに対し、トリビューンは少女とコミュニティの未来を見据えるという価値的判断のもとに報道したと指摘する〔林 2002: 195-6〕。畑仲も同様の解釈をする中で、コミュニティの規模に着目し、ジャーナリズムのカバーする範囲の大小が価値的判断に影響を与えると付け加える〔畑仲 2014: 125〕。少女をコミュニティに包摂するという、トリビューンがとった価値的判断によって、ア

¹⁷ 〔林 2002〕の解説では、クリスチャンズらがチャールズ・テイラーの「強い評価」という視点から、トリビューンの報道を評価したと述べられている〔林 2002: 195-6〕。

ルバカーキの市民は、少女をいかにコミュニティに迎え入れるかといった、コミュニティリアニズムの主張する善への議論の契機を提示されたことになる。そのような観点で見れば、コミュニティアン・ジャーナリズムは、善への議論を可能にするフォーラムをいかに形成するかといった、コミュニティにとって重要な役割を担っているともいえよう。

このようなコミュニティアン・ジャーナリズムは、米国において1990年代に起きたパブリック・ジャーナリズムないしはシヴィック・ジャーナリズムと呼ばれるジャーナリズムの改革運動も理論的に後押しした。パブリック・ジャーナリズム運動はカンザス州ウィチタの地元紙ウィチタ・イーグル (The Wichita Eagle) による取り組みが最初とされている。ウィチタ・イーグルは1990年の州知事選において、有権者へ事前の聞き取り調査を行い、それをもとに州の問題をピックアップし、問題に対する候補者の態度を紙面において明確化し、読者へ投票を促すキャンペーンを行った。従来の候補者のPRを垂れ流す報道から有権者目線の報道へと切り替えたのだ〔藤田1998:36〕。それは、公平・中立や客観報道という名のもとに、米国の選挙報道において各候補者のPR合戦を垂れ流すだけのリベラル・ジャーナリズムのあり方に対しての批判と反省であった。このように、情報の受け手目線で地域の課題解決を促すような新たな報道スタイルが、ジャーナリストと研究者の協力で全米各地へと広がっていったのだ。このようなパブリック・ジャーナリズム運動に関して、畑仲は、ワシントンポストやニューヨークタイムズなどの主流派マスメディア・ジャーナリズムの掲げてきた客観報道やウォッチドッグ (Watchdog) 型¹⁸重視という姿勢から、コミュニティに寄り添い、コミュニティの課題解決を掲げるグッドネイバー (Good Neighbor) 型¹⁹への転換であると指摘する〔畑仲2014:51-2〕。

本章では、米国のジャーナリズムに関する規範的な議論の変遷を辿ることで、規範理論の形成過程を見てきた。そこでは、米国ジャーナリズムの黎明

¹⁸ ウォッチドッグ型は、番犬型とも呼ばれ、市民の代わりに国家や企業の権力監視を使命とする報道のあり方を指し〔畑仲2014:12〕、調査報道として行われることもある。

¹⁹ グッドネイバー型は、善隣性とも呼ばれ、取材する側も情報の受け手や取材対象者と同じコミュニティで活動しているという前提を重視する報道のあり方を指す〔畑仲2014:12:51〕。課題解決型ジャーナリズムや当事者ジャーナリズムとして展開される。

期におけるジャーナリスト教育や、イエロージャーナリズム対策といった観点からもジャーナリズムの規範的な議論が確認された。規範的な議論は、その後の退潮から一転、「自由で責任あるプレス」から社会的責任理論へと展開し、社会的責任理論への批判と応答からリベラル・ジャーナリズムが形成されていったことも確認できた。これに対し、クリスチャンズに代表されるコミュニタリアン・ジャーナリズムの提唱者らは、善に対する正義の優位性を主張するリベラル・ジャーナリズムが公平・中立や客観報道を絶対視していることを批判した。彼らは善の議論を可能にするフォーラムの形成を重視し、パブリック・ジャーナリズム運動にも影響を与えた。その後、米国のパブリック・ジャーナリズム運動は下火になっていくが、インターネットやSNS全盛の現代の日本において、地域ジャーナリズムの観点からコミュニタリアン・ジャーナリズムが改めて見直されている。次章では、日本の地域ジャーナリズムにおけるコミュニタリアン・ジャーナリズムの展開可能性や問題点などを検討する。

IV. 地域ジャーナリズムにおけるコミュニタリアニズム論の妥当性

本章では、地域ジャーナリズムの規範理論として注目されているコミュニタリアン・ジャーナリズムの問題点を提示する。具体的には、〔畑仲 2014〕と〔Christians et al. 1993〕の議論を参照しながら、地域ジャーナリズムの実践を捉えるコミュニタリアン・ジャーナリズムについて、以下の問題点を検討する。第一に、畑仲の地域ジャーナリズムを規定する規範原理の解釈では、地域ジャーナリズムの実践において、リベラル・ジャーナリズムとコミュニタリアン・ジャーナリズムの対照性が曖昧になり、どっちもどっち式の玉虫色の解釈が可能となる点である。第二に、畑仲やクリスチャンズらのコミュニタリアン・ジャーナリズムの解釈では、マイノリティの包摂も主張されているが、そもそもコミュニタリアニズムの共通善や相互理解という概念に同質化や排他性といった事実があることを捨象しているのではないかという点で

ある。この2つの問題点からリベラル・ジャーナリズムとコミュニタリアン・ジャーナリズムがトレードオフの関係にあり、正義か善かという視点ではない、オルタナティブな規範原理が必要であると主張する。それでは早速見ていこう。

ロールズの正義論に代表されるリベラリズムに対し異論を唱え、コミュニティの共通善抜きには個人の善や正義のあり方も語れないとコミュニタリアニズムの論者らは主張する。このような主張は第3章で述べたように、米国のジャーナリズムにおいて、コミュニタリアン・ジャーナリズムという規範原理として受け入れられている。クリスチャンズらは、コミュニタリアン・ジャーナリズムは民主主義における多元性を担保するフォーラムであると規定する〔Christians et al. 1993: 99〕。一方で、コミュニタリアニズムをコミュニティ内部の共通善だけではなく、より広い人類全体の共通善にコミットメントするものとして捉えており〔Christians et al. 1993: 73〕、道徳的相対主義を批判し、道徳的普遍性を主張する。

しかし、この見方（＝道徳的相対主義）は安直であると同時に矛盾している。それが安直なのは、道徳間の衝突があるという事実と、差異の中で生きるべきという規範を混同しているからであり、矛盾しているのは、道徳的相対主義自体が普遍的な規範となってしまうからだ〔Christians et al. 1993: 58, 括弧内引用者〕。

つまり、コミュニティにおける多元性は存在するが、人類全体の共通善を模索することで、それらを乗り越えることが可能で、コミュニタリアン・ジャーナリズムはそのような共通善に向けてのフォーラムを形成せよというのだ。第2章の先行研究で見たように、現代の日本においてもコミュニタリアン・ジャーナリズムを推進し、地域ジャーナリズムを活性化しようとする動きがある。そこでは地域ジャーナリズムを新たに解釈し直すことによって、マスメディア・ジャーナリズム全体の課題をも乗り越えられるのではないかと考えられている。畑仲も、地域ジャーナリズムにおけるコミュニタリアニズムの実践が、中

央・地方という二元構造を持つ日本のマスメディア・ジャーナリズムを変えていくポテンシャルを持っていると主張する〔畑仲 2014: 295〕。その上で、ケーススタディによって得られた観点から、地域ジャーナリズムに新たな定義を与える。

すなわち、地域ジャーナリズムは、地域社会を立脚点とし、インフォーマルなセクター（市場、アソシエーション、コミュニティ）と共助的な関係を築き、善をもたらすことを志向するメディア活動である。それはナショナルな主流ジャーナリズムを縮小したのではなく、よその地域とつながり、国家の枠を越えるという意味で、トランス・リージョナル、トランス・ナショナルな広がりをもつ〔畑仲 2014: 308〕。

さらに詳述すると、地域ジャーナリズムは分権的かつ小規模なコミュニティにおいて適合的であり、マスメディア関係者以外の参加が必須である。そして、地域の課題解決を促す議論を活性化するため、正義・善・郷土のアイデンティティなどの価値にもコミットメントする。その点からも地域ジャーナリズムは、リベラリズムよりも公民的共和主義やコミュニタリアニズムと親和性を持つとされる。よって、リベラル・ジャーナリズムの地方版ではなく、中央と地方の優劣関係を超越する可能性を持ち、地域エゴや視野狭窄に陥らないため、他の地域との連携や協力が必要だと主張する〔畑仲 2014: 307-8〕。

このように、クリスチャンズらはコミュニタリアン・ジャーナリズムにおけるフォーラムを通して、コミュニティを越えた普遍的な共通善の可能性を見ており、畑仲はコミュニタリアン・ジャーナリズムの持つ、共通善をめぐる共助的な関係性に地域ジャーナリズムの可能性を託しているといえよう。さらに塚本によれば、クリスチャンズのコミュニタリアン・ジャーナリズムの主眼は、普遍的な共通善に向けてコミュニティの構成員を変化させることにありと指摘する〔塚本 2021: 93〕。このようなコミュニタリアン・ジャーナリズムの規範原理を用いた地域ジャーナリズム論は、第2章の先行研究で塚本が指摘するように、規範理論なきジャーナリズムという課題を克服するのに重要な試みである。

しかし、地域ジャーナリズムにおいて、コミュニタリアン・ジャーナリズムの有効性を訴える議論には以下の問題点があると考ええる。

まず、地域ジャーナリズムの実践にあたって、規範原理としてのコミュニタリアン・ジャーナリズムを推奨しながら、一方でリベラル・ジャーナリズムも推奨しているという曖昧さの問題である。前述のとおり、畑仲は主流派マスメディア・ジャーナリズムへの批判と、地域ジャーナリズムの可能性という観点から、リベラル・ジャーナリズムへの批判およびコミュニタリアン・ジャーナリズムの有効性を主張している。しかし、地域ジャーナリズムの規範として、どちらの規範原理を用いるべきかが判然としない。例えば、リベラル・ジャーナリズムの代表的類型とされるウォッチドッグ型と、コミュニタリアン・ジャーナリズムの代表的類型とされるグッドネイバー型について、以下のような主張もしている。

ウォッチドッグとグッドネイバーはトレードオフの関係にあるわけではなく、優劣の関係もない。それはときに相互補完的であり、重なりあい、響き合う。たとえば司法・行政・立法の諸権力の暴走や腐敗が懸念される社会的な環境下において、ジャーナリズムにはウォッチドッグの使命がも定められよう。これに対し、地域で共助的な問題解決がも定められる社会的な環境下にあつて、ジャーナリズムにはグッドネイバーの使命が要請される〔畑仲 2014: 305〕。

そして、畑仲は、集権的かつ広域な社会には鳥の目を持つウォッチドッグ型が、分権的かつ狭域な社会には虫の目を持つグッドネイバー型が適合するという〔畑仲 2014: 305-6〕。前述のように畑仲は、これら2つがトレードオフの関係でなく、相互補完的で重なり合うとも主張しており、新聞を例にとつて表現すれば、全国紙はよりリベラル・ジャーナリズムの色彩が濃く出ており、コミュニタリアン・ジャーナリズムの色彩は薄い。ブロック紙や県紙などの地方紙は、両方の色彩がほぼ均等に出ており、地域紙やコミュニティ紙は前者の色彩が薄く、後者の色彩が濃く出ているといったことであろうか。しかし、このような

両方の色彩を持つとの規範原理の定義では、結局、玉虫色で、どっちもどっちの実践解釈が可能になってしまうのではないだろうか。

これらの規範原理の根本原理にあたるリベラリズムおよびコミュニタリアニズムから直截に地域ジャーナリズムを定義してみると、このような玉虫色の解釈は困難であり、両者はトレードオフの関係にあることが明白になる。例えば、職業的ジャーナリストのあり方について、ロールズと、コミュニタリアニズムの主唱者とされるマイケル・J・サンデルの解釈を用いてみよう。ロールズによれば、個々の善は共約不可能であり、公的な政治討議の場においては、すべての市民が道理にかなない承認できるだろうと想定される「公共的理性」の有無によって採否が決められるべきだとする〔Rawls 2005: 215 [260]〕。よって、ロールズのいう公共的理性の要請は、裁判官が個人の道徳・宗教などの選好を排して裁判に臨むように、公的な場において、そのように市民に振る舞うよう求めるのである〔Rawls 2005: 215-6 [260-1]〕。このような公共的理性の要請という観点からいえば、職業的ジャーナリストは、裁判官同様に、善に関わる価値的な態度を捨て、客観的に事実を扱うように求められる。これに対し、サンデルは、公共的理性は道徳・宗教などの善の問題を括弧に入れるとして批判し、公的な場に必要なのは「熟議による構想」であって、互いの価値に耳を傾け、ときには異議を唱え、学び合うことであると主張する〔Sandel 1998: 196; 217-8 [226; 249]〕。このような熟議による構想という観点からいえば、職業的ジャーナリストはグッドネイバーとして、コミュニティにおける様々な善を共に作り出す役目が期待され、提案や課題解決、フォーラムの形成など、客観性を超越する報道が理想とされている〔塚本 2007: 110〕。そこでは、一つ上の高みから見下ろすのではなく、市民と共に悩み、答えを出していくジャーナリストの姿が必要とされているのだ。仮に、ジャーナリストがこのような2つの対照的な規範を使い分けるとしても、そもそもそのための判断基準がないし、畑仲に従って、権力監視か共助か、広域か狭域かなどによって、規範の片方もしくは両方が適用される場合もあるというのでは、どっちもどっちで判断基準としての役割を果たさない。さらにいえば、規範原理の線引きを曖昧にすることで、根本原理すなわち、リベラリズムとコミュニタリア

ニズムの対照性²⁰をも曖昧にしてしまう可能性がある。

そして、さらに重要かつ深刻な問題が存在する。それはコミュニタリアニズムの持つ、個人の差異に対する排他性に触れられていないという点である。コミュニタリアン・ジャーナリズムの論者らは、コミュニタリアニズムが地域の人びとを包摂する思想であり、公民的共和主義の要素を持ち、地域の民主主義を活性化するとし、そのような点から地域ジャーナリズムにとっても有意義であると主張する。畑仲も、コミュニタリアニズムと公民的共和主義の関係性について触れており〔畑仲 2014: 295〕、自身の地域の概念においても、古代ギリシャのポリスや、英米圏のコミュニティという言葉と同義であると述べている〔畑仲 2014: 86-7〕。そして、前述の地域ジャーナリズムの定義の詳細部分でも重要な要素であると主張している。公民的共和主義は、古代ギリシャのポリスや古代ローマの共和国の伝統を受け継いでおり、コミュニティにおける公的参加こそが人間としての最高の徳であるという思想を持ち、政治参加と実践を何よりも尊ぶ。その一方でコミュニティの解釈において、国家から地域までのさまざまな関係性を包含するため、マジョリティによる単一的な解釈に基づくコミュニティを前提とした政治参加や実践を強要する危険性がある。他にも政治参加や実践を拒む人びとへの排他性が指摘されており、畑仲も戦前の超国家主義を彷彿させるような側面を忘れておらず、コミュニタリアニズムにおける公民的共和主義がそのようなものではないことを主張する〔畑仲 2014: 122-3〕。サンデルもコミュニタリアニズムは既存のコミュニティの無条件の称揚や、その中で多数派を重視するという思想ではないことに注意を払うべきだとする〔Sandel 1998: x [vi]〕。

²⁰ ただし、サンデル自身が自分は常にコミュニタリアンではないと断っているように〔Sandel 1998: ix [v-vi]〕、コミュニタリアニズムはリベラリズムと対照的な側面だけで構成されているわけではない。サンデルに従えば、コミュニティの共通善とは強制されない、各自から発出するものである。そして、コミュニティとは何かという問い、アイデンティティの多様性も認められる〔Sandel 1998: 180 [206-7]〕。根本原理同士の対照性と曖昧さについては重要な論点ではあるが、地域ジャーナリズムにおける規範原理の導出が本稿の目的であることを鑑みると、根本原理の曖昧さを際立たせれば、それだけ下位原理が根本原理の羅列に終わってしまい、どちらもどっち式になり、規範として致命的欠陥を持つことになる。よって、本稿では2つの根本原理の対照性と曖昧さについての議論は一旦置いておく。

しかし、公的・私的という区分におけるマイノリティの排除というフェミニズムの言説を借りれば、コミュニティ空間における私的空間の包摂は決して自明ではない。公的空間とは、地方自治体、企業、学校などにおける公的な場や人間関係を指し、このような公的な場や人間関係は従来から政治領域とされ、リベラルの正義論やコミュニタリアンの共通善などの主戦場であると考えられてきた。これに対し、私的空間は、家族やサークル、友人関係など私的な場であり、正義や共通善とは異なる価値観、すなわち情愛や親密性などによって基底されていると考えられてきた。そして、そのような私的空間にこそ政治的な争点があるにも関わらず、公的空間における政治に注目してしまうリベラリズムや公民的共和主義に対し、政治学者の岡野八代は以下のように反駁する。

すなわち、ロールズにとっての「公的」とは、個人の信条や愛着を構成している複数の共同体を越えた道徳的領域に存在しているのに対し、サンデルにとっての「公的」とは、どのレベルの共同体を指すのかについては議論の余地が残るものの、諸個人にとってその生を左右する善を構想するさいに大きな影響を与える既存の共同体を意味している。すなわち、両者ともにその意味するところは違っていても、シティズンとは公的存在であり、正義が要求される領域、政治的議論として取り扱われるべき主題は、あらかじめはっきりとした境界で区切られているのだ〔岡野 2009: 186-7〕。

前述の畑仲による地域ジャーナリズムの定義では、公民的共和主義との親和性を主張し、一方で、コミュニティにおけるインフォーマルなセクターが地域ジャーナリズムの拠点であるとも主張しているが、そもそも公民的共和主義が私的空間を政治領域と認識していないという排他性に関して、一切触れられていない。岡野が指摘するように、私的空間を非政治領域としたままでは、そこでの人びとの声を無視し、公的空間の人びとによる一方的な支配を正当化してしまうことになる〔岡野 2009: 197〕。そして、地域ジャーナリズムの規範原理を鑑みれば、コミュニタリアン・ジャーナリズムが主導するフォーラムから一部の人びとを除外してしまう恐れがあるのだ。

コミュニティにおける排他性はそこだけに留まらない。畑仲やクリスチャンズらコミュニタリアン・ジャーナリズムの論者が、原子論的人間観を批判し、コミュニティにおける複数性と協働による、共通善という理想のため、グッドネイバー型のジャーナリズムの重要性を説くとき、地域やコミュニティを無意識の内に称揚し過ぎているのではないだろうか。ゆえにコミュニティの内部における差異の問題にあまりに関心である。「差異の政治」の提唱者であるアイリス・M・ヤングの言葉を借りれば、コミュニタリアニズムの理念がコミュニティの構成員における主体内や主体間の存在論的差異を否定するということだ〔Young 1990: 231 [321]〕。コミュニタリアン・ジャーナリズムが想定する個人においては、コミュニティにおける共通の言説や慣習もしくは相互性や互惠性によって、共通意識と相互理解を深めれば深めるほど、他者やコミュニティの視点で自分を理解することになり、他者との間にある自らの差異を消し去ってしまうことになるというのだ。

コミュニティにおいて、人々は他者であることをやめ、不透明で理解できないものではなくなる。そのかわりに相互に共感的で、自分自身を理解するのと同じ形でお互いを理解できるようになり、融合する。こうした主体相互の透明性の理想は、主体の差異、つまり基礎的な非対称性を否定する〔Young 1990: 231 [321]〕。

ヤングは、対面で人びとが交わることが可能な小規模なコミュニティを前提に、それらが自律的な政治単位となり、分権化し、かつ経済的な自足を持つといった見方はユートピア的であると論難する〔Young 1990: 233 [324]〕。そして、小規模なコミュニティは相互理解という同質化の規範を持ち、差異を持つ人びとを支配し、抑圧する。結果、そのようなコミュニティはマイノリティの差異を同質化し、支配と抑圧に抵抗するマイノリティの組織化を阻み、脱政治化されるというのだ〔Young 1990: 234 [325]〕。確かにコミュニタリアン・ジャーナリズムの論者は、原子論的人間観を批判し、相互理解や共助を規範として、地域やコミュニティにおける参加型民主主義の理想像を見ており、ヤングからすれ

ば、コミュニティの前提を理想化し過ぎている。そして、コミュニタリアン・ジャーナリズムが、たとえ多元性に基づくフォーラムによって多様な議論を促進すると主張しても、常に共通善と同質化という問題が付きまとい、相互理解という名のもとに差異を消し去り、抑圧する傾向があることは否めない。このような規範原理としての欠点を見過ごしたまま、地域ジャーナリズムの実践に接続すれば、コミュニティにおける私的空間や、マイノリティに対する地域ジャーナリズムの実践が、理論的に正当化し難いことを暴露することになり、理論と実践の乖離を進めてしまい、さらなる実践への手立ても見出しづらくなるのではないだろうか。

それでは本章をまとめよう。畑仲による地域ジャーナリズムの定義の中で用いられているコミュニタリアン・ジャーナリズムの解釈では、地域ジャーナリズムの実践において、どっちもどっち式の玉虫色の解釈が可能となり、リベラル・ジャーナリズムとの対照性が曖昧になるという問題を指摘した。さらに、畑仲やクリスチャンズらのコミュニタリアン・ジャーナリズムの議論では共通善と相互理解の名のもとに、コミュニティの私的空間を無視し、差異をなくすことでコミュニティを脱政治化してしまう危険性を指摘した。以上の問題を合わせて考えてみれば、コミュニタリアン・ジャーナリズムは、リベラル・ジャーナリズムが捨象している共通善へのフォーラムの形成を可能にするが、一方でリベラリズムが最も忌避する、コミュニティによる個人の自由への抑圧が付きまとい、リベラル・ジャーナリズムを超える規範原理とはなり得ない。つまり、2つの規範原理はトレードオフの関係にあるといえる。よって2つの規範原理の内、どちらかを選択する際にも、正義か善かではない別の視点を用いた規範原理が必要である。次章では、これらの問題意識を踏まえて、オルタナティブな規範原理を再検討していこう。

V. コミュニティのデモクラシーに寄与する地域ジャーナリズム

本章では、リベラル・ジャーナリズムとコミュニタリアン・ジャーナリズムとは別に、新たにヤングの主張する「差異の政治」と林の「ケアのジャーナリ

ズム」の知見を用いた、地域ジャーナリズムの規範原理の素描を検討する。それによって、コミュニティにおける私的空間を取り込み、同質化ではなく差異の政治化を促し、第4章で述べた問題を緩和できるのではないかと主張する。

まず、ヤングが主張する「差異の政治」は、多様なマイノリティ²¹が想定されており、それぞれの集団の特徴や文化を尊重し、政治的な代表を承認し、マジョリティの制度や言説を積極的に改良するように命じる〔Young 1990: 240 [334]〕。そして、小規模なコミュニティにおける分権的自治がマイノリティの差異を抑圧する危険性を指摘し、「都市生活²²」のような複数性や多様性を持つ、誰でも出入り自由な広域圏における政治を提案する〔Young 1990: 248 [343-4]〕。ヤングの主張を受け入れるならば、このようにマイノリティの差異をそのままにして、マイノリティをエンパワーメントするような地域ジャーナリズムが必要である。ここでのエンパワーメントとは、マイノリティの人びとが有効な発言権や投票を通じて、制度や言説変更の意思決定に参加することを指し〔Young 1990: 251 [347]〕、「マイノリティの政治化」を促すと言い換えることもできよう。そこで、マイノリティのエンパワーメントという点において、差異の政治に近い問題意識を持つ「ケアの倫理」を通じて、日本のマスメディア・ジャーナリズム批判を展開した林の「ケアのジャーナリズム」を参照しよう。林によれば、「ケアの倫理」とは他者のニーズを察知し、そのニーズをケアする義務と責任を引き受けることを指す〔林 2011: 30〕。ケアの倫理からみれば、リベラリズムは自律を前提とし、他者との関係性を考慮しない点が問題であると林は指摘する〔林 2011: 32〕。ヤングも自律という概念は、他者に自分が妨げられない権利と、その権利による排除を強調するため、自律をマイノリティのエンパワーメントの概念に含めるべきではないと主張している〔Young 1990: 251 [347]〕。そして、林はケアの倫理の視点からジャーナリズムの規範を以下のように定義

²¹ 多様なマイノリティの日本における例として、重篤な疾病を持つ人びと、障がい者、生活困窮者、ひとり親世帯、老老介護世帯、ヤングケアラー、日本以外の国籍やルーツを持つ人びと、LGBTQの人びとなどが挙げられる。

²² ヤングによれば、都市生活とは家族や近隣のネットワークなど小集団に所属しているが、時には小集団を離れ、政治や商業、行事といった開かれた公的な場で見知らぬ人と出会い、交流することを指し、それによって自分のアイデンティティが多様な他者によって影響を受けていることに気付くことである〔Young 1990: 237-8 [329-30]〕。

する。第一に、マスメディア・ジャーナリズムはコミュニティとの相互関係で存在しており、その意味で正義は文脈依存的²³である。そして、言論の自由という原則も倫理的な側面から制限される場合がある〔林 2011: 34-5〕。第二に、マスメディアとコミュニティの構成員の間には、情報発信力において圧倒的な非対称性があることをマスメディア側は強く意識し、絶対的弱者²⁴に優先的に発言権を与えるケアをしなければならない。それは、言論の自由における多元性よりも強い道徳的な義務である〔林 2011: 35〕。第三に、絶対的弱者への配慮と文脈依存的な報道を推奨し、ジャーナリズムに対してラディカルかつダイナミックに公共性を突き詰めていくよう要求するといった内容である〔林 2011: 35〕。ケアのジャーナリズムからすれば、客観報道や言論の自由といったリベラル・ジャーナリズムが絶対視する規範も、絶対的弱者へのケアという義務が最優先されるため副次的な命題でしかないのだ。以上のような差異の政治とケアのジャーナリズムを規範原理として措定するならば、地域ジャーナリズムの実践において、ウォッチドッグかグッドネイバーかの選択を行う場合でも、一義的にはコミュニティの私的な空間におけるマイノリティのエンパワーメントに、より寄与する方が選択されることになる。そして、マイノリティのエンパワーメントとは、排他的な自律を前提としない政治化を促進する義務を引き受けることといえよう。もっと詳細にいえば、地域ジャーナリズムは客観的に地域の人びとや事象を報道するだけでなく、地域の課題解決やコミュニティへの参加を呼びかけるだけでもなく、コミュニティ内部におけるマイノリティと、これらの人びとが抱える問題を発見し、優先的に発言権を与え、差異をそのままにした状態で、マジョリティの制度や言説変更を模索する義務を負っていると解釈できる。

上記のような「マイノリティの政治化」という規範原理を第3章で述べた、

²³ 文脈依存的とは、正義は普遍的・客観的に意味づけられているのではなく、相互関係の中で物語的にその都度、実行可能な選択肢の中から見つけ出していくものであるということを表す〔林 2011: 34-5〕。

²⁴ ここでの絶対的弱者とは、他者からの基準で判断するものではなく、暴力や貧困、病气、障がいなど生命の尊厳に関わる問題を持ち、社会においても見過ごされやすい存在を意味する〔林 2011: 44〕。

アルバカーキの少女をめぐる報道に当てはめてみたらどのように解釈できるだろうか。ジャーナルもトリビューンも少女と家族への支援や配慮を促した点は倫理的ではあるが、事故後の写真を掲載するかどうかで判断が分かれた。クリスチャンズらは、コミュニタリアン・ジャーナリズムの視点から、トリビューンの報道が少女のコミュニティへの復帰と包摂を助けるために事故後の写真を掲載したことを評価した。しかし、このクリスチャンズらの解釈はコミュニタリアン・ジャーナリズムを都合よく解釈し過ぎているといえよう。第3章や第4章でも述べたように、厳密に言えば、コミュニタリアン・ジャーナリズムにとっては、少女の復帰と包摂という善に向けて、フォーラムを形成することが一義的な任務であり、少女の復帰と包摂はその中で議論されるテーマでしかない。そして、ジャーナルの報道も、写真掲載基準というリベラル・ジャーナリズムを重視し、少女の復帰と包摂を副次的な扱いとしてしまった。つまり、両者の報道は少女への社会的責任に対し、配慮はしているが、あくまで正義と善に対して二次的な事柄といえるのだ。では、二次的とはいえ少女への社会的責任を果たそうとする両者の報道を根源的に基底している規範は何か。それこそが、本稿のいう「マイノリティの政治化」という規範原理ではないだろうか。この規範原理でトリビューンの報道を解釈すれば、事故後の写真やエッセイを掲載することによって、絶対的弱者である少女と家族に対し、優先的に発言権を与え、同時に少女のコミュニティへの復帰と包摂に向けて、マジョリティの制度や意識を変えることに寄与したと捉えることができる。そして、その手段として、写真掲載基準（リベラル・ジャーナリズム）よりもフォーラムの形成（コミュニタリアン・ジャーナリズム）を優先したといえるのではないだろうか。第4章の議論でも、畑仲の解釈では2つの規範原理の内、どちらを用いるべきか曖昧であると指摘した。そして、根本原理からはそのような曖昧な線引きは許されず、どちらか一方を選択しなければならないとも主張した。上記のトリビューンの報道の解釈から見れば、このような2つの規範原理の内1つを選択する際も、「マイノリティの政治化」という規範原理が判断基準となり得ることを示しているといえよう。

では、なぜ差異の政治や、ケアのジャーナリズムが地域ジャーナリズムの規

規範原理となり得るのだろうか。第一の理由としては、既存の規範原理の限界をカバーするためである。第4章で示したように、リベラル・ジャーナリズムとコミュニタリアン・ジャーナリズムの議論では、コミュニティの私的空間は捉えられず、相互理解の名のもとにマイノリティの差異を消し去る方向へと誘導しかねないといった問題があった。差異の政治とケアのジャーナリズムはそれらの問題に対する解決の糸口を見出すのに必要十分な知見である。第二に、コミュニティにおける社会的平等性からの要請である。どんなに小さなコミュニティ内においても、優劣のような関係性は発生する。全く対等な関係性もあるかもしれないが、例外的か一時的でしかない。仮に関係性を変化させたいと人びとが望むとすれば、ロールズのいう社会的基本財²⁵の分配における平等だけでは不十分である。なぜなら、分配後の個人の能力や選択といった差異を考慮に入れていないからだ。それに対し、差異の政治における社会的平等は、全ての人びとを社会の主要な制度に参加させること、つまり政治化を意味する。政治化によって各自の能力を開発し、発揮し、より良い選択を実現するための機会を担保するのだ〔Young 1990: 173 [242]〕。よって、「マイノリティの政治化」や「絶対的弱者の優先的発言権」という命題は関係性を変化させ、社会的平等に寄与すると考えられる。第三に、民主主義との関係性において導き出される理由である。第1章でも述べたように、ジャーナリズムの目的には、民主主義社会における権力の監視、市民の民主主義的素養の向上といった任務が存在する。権力の監視という役目はリベラル・ジャーナリズムのウォッチドッグ型の、民主主義的素養の向上は、コミュニタリアン・ジャーナリズムのグッドネイバー型の役目と言い換えることもできよう。そのような民主主義からの要請を敷衍するならば、差異の政治が要請する「マイノリティの政治化」も、それが民主主義の擁護に寄与する限り、当然に受け入れられるべきである。

この規範原理の検討で問題点として挙げられるのは、ケアのジャーナリズムが生命の尊厳に関わる問題を持つ絶対的弱者を対象としているのに対し、本稿

²⁵ 社会的基本財とは、合理的な人間であれば誰でも要求するものを指し、具体的には自由、機会、所得と富、自尊である〔Rawls 1971: 62 [49]〕。

は多様なマイノリティにそれを敷衍している点である。さらに、ヤングはコミュニティ集団および集団間の不平等を問題として、多様なマイノリティのエンパワーメントを主張したが、本稿ではそれをコミュニティ内部の個人にも適用されると主張している点である。そのような拡張解釈が妥当かどうかという検証は本稿ではなされていない。

以上、差異の政治とケアのジャーナリズムを用いて、オルタナティブな規範原理を検討してみた結果、私的空間における「マイノリティの政治化」を促進するか否かという点が、地域ジャーナリズムの規範原理となり得ると指定した。そして、リベラルとコミュニタリアン双方の問題点をカバーし、コミュニティ内の平等性や民主主義への寄与という観点からも支持され得ると主張した。

おわりに

本稿は、日本のマスメディア・ジャーナリズムに対する批判を、リベラル・ジャーナリズムへの批判として捉え、これらの批判と課題を乗り越えようとする地域ジャーナリズムの議論を、コミュニタリアン・ジャーナリズムの妥当性という視点から検討してきた。第1章では、ジャーナリズム研究を概観し、本稿が応用政治理論の方法論を採り、リベラリズムとコミュニタリアニズムを根本原理として、リベラル・ジャーナリズムおよびコミュニタリアン・ジャーナリズムという規範原理の有効性を検証するという手法を説明した。そして、ジャーナリズムと政治理論の同質性から、方法論としての有効性も確認した。第2章の先行研究では、インターネットやSNSの普及によって、マスメディア・ジャーナリズムの存在意義が問われていると指摘し、地域ジャーナリズムを中心とする新たな取り組みや、それらを援護するコミュニタリアン・ジャーナリズムの必要性が示された。第3章では、日本のマスメディア・ジャーナリズムの規範を検討するために、米国におけるジャーナリズムの規範的な議論の系譜を振り返った。そこでは、リベラル・ジャーナリズムへの批判として、コミュニタリアン・ジャーナリズムの持つ可能性が示された。第3章の議論を受けて、

第4章では、コミュニタリアン・ジャーナリズムの論者らが、コミュニティの持つ問題点に無防備であると指摘し、その結果、コミュニティにおけるマイノリティが脱政治化してしまうとも指摘した。さらに、2つの規範原理がトレードオフの関係にあり、どちらかを選択する際に正義か善かではない、別の視点からの規範原理が必要であると主張した。第5章では、それらの問題を解決するオルタナティブなジャーナリズムの規範原理として、差異の政治とケアのジャーナリズムを用いて検討を試み、「マイノリティの政治化」という視点を提示した。

最後に本稿の意義と課題を手短かに総括しておきたい。意義については、地域ジャーナリズムの規範理論に対して政治理論を用い、より根本原理に近い解釈をすることで、コミュニティの問題点を挙げ、コミュニタリアン・ジャーナリズムの支持者らの盲点を指摘したことである。他にも、差異の政治とケアのジャーナリズムという視点をを用いて、地域ジャーナリズムの規範を検討し、地域ジャーナリズムの義務としての「マイノリティの政治化」といったオルタナティブな規範理論の素描も提示した。そのような意味で、地域ジャーナリズムを基底する規範理論の更なる豊富化を促したといえよう。その一方で、本稿では、差異の政治とケアのジャーナリズムといった理論が、地域ジャーナリズムに適合的かどうかの精緻な検証や、規範としての正当性に対する説明が不十分であり、それらを裏付ける更なる検証と理論化が必要である。

日本のマスメディア・ジャーナリズムは、先行研究が示すように、その隅々にリベラル・ジャーナリズムの特性が浸透しており、客観報道や不偏不党の思想的バイアスについても、職業ジャーナリストらが無自覚であることも少なくない。さらに、リスク回避が優先される現代の風潮では、本稿冒頭で紹介した丸山のいう社会的・政治的責任を回避するジャーナリズムが、さらに助長される可能性もある。このような現状から見れば、畑仲が指摘するように、日本のマスメディア企業間や内部に存在するヒエラルキー構造にスポットを当て、その一方で林がいうような、ジェンダー的観点から捉える不可視化されたジャーナリズムを抽出するような研究、すなわち、現在のジャーナリズムに対するイデオロギー批判や、既存のジャーナリズムから周辺化している存在に光を当て、

政治化するといったような研究がもっと必要なのではないだろうか。このような壮大な目論見は、筆者の力量をはるかに超える。本稿で提示したオルタナティブな規範原理の精緻な理論化も含めて、今後の課題の1つとし、紙幅の都合上、別稿に譲ることとしたい。

参考文献

- Christians, Clifford G., John P. Ferré, P. Mark Fackler (1993), *Good News: Social Ethics and the Press*, Oxford University Press.
- Commission on Freedom of the Press (1947), *A Free and Responsible Press*, The University of Chicago Press (渡辺武達訳 [2008] 『自由で責任あるメディア—米国プレス自由調査委員会報告書』, 論創社).
- 藤田博司 (1998) 「パブリック・ジャーナリズム—メディアの役割をめぐる1990年代米国の論争」『コミュニケーション研究』, 28巻, pp. 33-61.
- 深澤弘樹 (2013) 「地域メディアの意義と役割—「つながり」と「当事者性」の観点から」『駒沢社会学研究—文学部社会学科研究報告』, 45巻, pp. 73-95.
- 原寿雄 (2009) 『ジャーナリズムの可能性』, 岩波書店.
- 長谷部恭男 (1991) 「マスメディアと自由」『ジュリスト』, 978号, pp. 94-9.
- 長谷川如是閑 (1989) 『長谷川如是閑評論集』, 岩波書店.
- 畑仲哲雄 (2014) 『地域ジャーナリズム—コミュニティとメディアを結びなおす』, 勁草書房.
- 林香里 (2001) 「「プレスの社会的責任理論」再訪—「米国プレス自由委員会」一般報告書提出から53年を経て」『マス・コミュニケーション研究』, 58巻, pp. 109-125; 223.
- 林香里 (2002) 『マスメディアの周縁, ジャーナリズムの核心』, 新曜社.
- 林香里 (2011) 『〈オナナ・コドモ〉のジャーナリズム—ケアの倫理とともに』, 岩波書店.
- 林香里 (2017) 『メディア不信—何が問われているのか』, 岩波書店.
- 李美淑 (2022) 「揺らぐジャーナリズムの役割—ジャーナリズム文化研究を手がかりに」『メディア研究』, 101巻, pp. 81-102.
- 丸山眞男 ([1960] 1996) 「現代における態度決定」『丸山眞男集第八巻』, 岩波書店, pp. 301-17.

- 丸山真央 (2020) 「ローカル・メディア／ジャーナリズムへの地域社会学的アプローチの今日的課題」『人間文化』, 48巻, pp. 65-73.
- 松本恭幸 (2006) 「ジャーナリズムへの市民参加」『マス・コミュニケーション研究』, 68巻, pp. 22-41.
- 宮下牧恵 (2022) 「放送研究リポート—地域局で増える「課題解決型コンテンツ」」『放送研究と調査』, 72巻8号, pp. 108-11.
- 岡野八代 (2009) 『シティズンシップの政治学 [増補版] — 国民・国家主義批判』, 白澤社.
- Rawls, John (1971), *A Theory of Justice*, Original Ed, Harvard College (矢島鈞次・篠塚慎吾・渡部茂訳 [1979] 『正義論』, 紀伊國屋書店).
- Rawls, John (2005), *Political Liberalism*, Expanded Ed, Columbia University Press (神島裕子・福間聡訳 [2022] 『政治的リベラリズム 増補版』, 筑摩書房).
- ロールズ, ジョン (川本隆史・福間聡・神島裕子訳) (2010) 『正義論 改訂版』, 紀伊國屋書店.
- 坂本治也 (2010) 『ソーシャル・キャピタルと活動する市民—新時代日本の市民政治』, 有斐閣.
- Sandel, Michael J. (1998), *Liberalism and the Limits of Justice*, Ed2, Cambridge University Press (菊池理夫訳 [2009] 『リベラリズムと正義の限界 原著第二版』, 勁草書房).
- 清水幾太郎 (1949) 『ジャーナリズム』, 岩波書店.
- Siebert, Fred S., Theodore Peterson, Wilbur Schramm (1956), *Four Theories of the Press: The Authoritarian, Libertarian, Social Responsibility, and Soviet Communist Concepts of What the Press Should Be and Do*, University of Illinois Press (内川芳美訳 [1959] 『マス・コミの自由に関する四理論』, 東京創元社).
- 田島泰彦・山本博・原寿雄編 (2011) 『調査報道がジャーナリズムを変える』, 花伝社.
- 田中孝宜・青木紀美子 (2019) 「NHK文研フォーラム2019 英米メディア新たな地域サービスをめざして (2) —BBCの取り組みと地域ジャーナリズムの課題」『放送研究と調査』, 69巻8号, pp. 38-53.
- 塚本晴二郎 (2007) 「クリフォード・クリスチャンズのメディア倫理学—出版倫理の視座」『出版研究』, 38巻, pp. 107-22.
- 塚本晴二郎 (2021) 『日本大学法学部叢書第44巻 ジャーナリズムの規範理論』, 日本評論社.

山田健太 (2014) 『法とジャーナリズム (第3版)』, 学陽書房.

山口仁 (2017) 「ジャーナリズム論と「大衆 (マス)」—インターネット社会で活性化する「マスコミ批判」をどうとらえるべきか?」『メディア・コミュニケーション—慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』, 67巻, pp. 29-36.

吉岡至 (2014) 「変容する情報環境と地域メディアの役割」関西大学経済・政治研究所『セミナー年報』, 2013, pp. 89-99.

Young, Iris M. (1990), *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press (飯田文雄・菊田真司・田村哲樹監訳, 河村真実・山田祥子訳 [2020] 『サピエンティア60 正義と差異の政治』, 法政大学出版局).

Study on the Normative Theory of Local Journalism: Based on Findings Obtained from Analytical Political Philosophy and the Politics of Difference

Yoshihiko Kumon

Abstract

With the popularization of the Internet and social media, Japan today is witnessing growing concerns about a crisis in mass media journalism, increasingly turning people's attention to the practices of local journalism, which are distinct from those of mainstream liberal journalism. The background for this is the normative theory of communitarian journalism. This study attempts an analysis of the validity of local journalism, which is based on communitarian journalism, from the perspective of normative political theory, focusing on the following two points. The first is the ambiguity of theoretical interpretations of both liberal and communitarian journalism. The second is the vulnerability to the negative aspects of communitarian journalism, as it suppresses differences by ignoring private sphere in the community. With regard to the first issue, I point out that such the ambiguity of theoretical interpretations is not actually caused by the fundamental principles of liberalism and communitarianism. I then argue that the second issue stems from an overemphasis on community utopianism in communitarian journalism. Aiming to overcome these issues, I propose the concept of "minority politicization" in an attempt at discussing a new normative theory for local journalism based on insights from Iris M. Young's the "politics of difference" and Kaori Hayashi's a "journalism of care."

Keywords: Communitarianism, Liberalism, Local Journalism, The Politics of Difference

